



平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社朝日工業社
代表者名 代表取締役社長 高須 康有
(コード番号 1975 東証・大証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員
総務副本部長 海野 清
(TEL 03-3432-5711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり平成 20 年 6 月 27 日に開催予定の当社第 79 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが当社にとって必要であると考えておりますが、かかる本対応方針の導入等にあたっては、株主の皆様の意思確認を行うことが望ましいと考え、本対応方針の導入を本定時株主総会へ付議することといたしました。つきましては、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させるために、株主総会の決議により本対応方針の導入、変更、継続および廃止を決定できるように、根拠規定として定款第 22 条を新設するものであります。
- (2) 取締役会設置会社においては、会社法上、新株予約権の無償割当てに関する事項は、取締役会の決議のみをもって決定することが可能とされております(会社法第 278 条第 3 項本文)が、当社取締役会は、本対応方針の一環としての新株予約権の無償割当てを行う場合につきましては、株主の皆様の意思の尊重の観点から、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権の無償割当てを株主総会の決議または株主総会による委任に基づく取締役会の決議によることも可能とすることが望ましいと考え、根拠規定として定款第 15 条を新設するものであります。

なお、定款第 15 条第 2 項は、本対応方針の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、本対応方針に定める一定の者はその新株予約権の行使

または当社による取得に当たり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受ける旨の事項を定めることがあることから、この旨をあらかじめ明らかにするものです。

(注) 本対応方針については、本日付けで別途開示しております「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について」をご参照下さい。

- (3) 変化の激しい経営環境下において、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立することを目的として、取締役の任期を1年に短縮するべく、現行定款第25条(取締役の任期)を変更するものであります。
- (4) その他、定款第15条および第22条の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変 更 案
第2章 株 式 (新 設)	第2章 株 式 <u>第15条(新株予約権無償割当てに関する事項の決定)</u> <u>(1) 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u> <u>(2) 当社は、第22条第2項に規定する当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、新株予約権者のうち一定の者はその新株予約権の行使または取得に当たり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受けることを定めることができる。</u>
第3章 株主総会 <u>第15条～第20条</u> (条文省略)	第3章 株主総会 <u>第16条～第21条</u> (現行どおり)

現行定款	変 更 案
(新 設) <u>第 21 条～第 22 条</u> (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 <u>第 23 条～第 24 条</u> (条文省略) <u>第 25 条</u> (任 期) 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 <u>第 26 条～第 42 条</u> (条文省略)	<u>第 22 条 (決議事項)</u> (1) 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。 (2) 前項における「当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針」とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、「導入」とは、当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の具体的内容を決定することをいう。 <u>第 23 条～第 24 条</u> (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 <u>第 25 条～第 26 条</u> (現行どおり) <u>第 27 条</u> (任 期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 <u>第 28 条～第 44 条</u> (現行どおり)

(注) なお、上記定款変更案は本日開催の取締役会で決議した内容ですが、本定時株主総会に上程する際には、上記の内容に加え、上記以外の変更を含む定款変更案を上程する場合があります。かかる場合には、適用ある法令等および証券取引所規則に従って適時適切に開示いたします。また、上記の定款変更案の文言等の修正等を行う場合があります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）

以 上